

●●市（区・町・村）【官民競争入札又は民間競争入札】の実施に関する方針
標準例

1 意義（法第8条第3項）

厳しい財政状況の下、これまで以上に「簡素で効率的な行政」を実現することが求められている。今後、「簡素で効率的な行政」への道筋を確かなものにするためには、市（区・町・村）が行っている業務について、公共サービスの受益者である市（区・町・村）民に対し、より質の高いサービスを提供する観点から、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、必要な措置を講ずることが重要となっている。

また、市（区・町・村）が行う業務について、競争を導入することにより、業務の実施主体の切磋琢磨・創意工夫を促すことも、「簡素で効率的な行政」の実現にとって極めて重要である。

以上の認識の下、市（区・町・村）は、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すため、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第34条に規定する業務（以下「特定公共サービス」という。）のうち以下に掲げるものを、【官民競争入札又は民間競争入札】の対象とすることとし、同法第8条の規定に基づき 【官民競争入札又は民間競争入札】の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めるものとする。

2 目標（法第8条第3項）

①公共サービスの担い手の最適化

地域社会を形成する多様な主体のうち、質・価格の両面において最も優れたものが公共サービスを担うことで、公共サービスの担い手の最適化を図る。

②官民協働の促進

民間が担うことができるものは民間にゆだねることで、官と民のそれぞれの長所や得意分野を活かし、公共サービスに関する役割を分担する。このことに

より、業務の効率化と併せて官民協働の推進を図る。

③公共サービスの質の向上と経費の削減

公共サービスに適切な競争原理を働かせることで、公共サービスの質の向上と経費の節減を図る。

④透明性・中立性・公正性の確保

対象事業の選定や入札の実施等、情報を積極的に公開することで、行政運営の透明化を図るとともに、第三者機関を設置することにより、競争の導入による公共サービス改革における実施の過程で、その透明性、中立性及び公正性を確保する。

⑤職員のさらなる意識改革

競争原理の導入によって、職員のコスト意識と経営感覚を醸成する。

3 **【官民競争入札又は民間競争入札】**の対象として選定した特定公共サービスの内容（官民競争入札の場合：法第8条第2項第1号、民間競争入札の場合：法第8条第2項第2号）

業務名	担当部課	開放する業務内容	備考

4 その他 ●●市（区・町・村）は、法第5条の規定に基づき、民間事業者の創意と工夫がその実施する特定公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該特定公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとし、住民に対して民間事業者に委託された対象公共サービスの提供について、最終的な責任を負わなければならない。

※ **【官民競争入札又は民間競争入札】**

官民競争入札あるいは民間競争入札のうち、実施するどちらか一方を記載してください。

※「1 意義」及び「2 目標」については、必須事項ではありません。（法第8条第3項）